

工事現場における現場代理人の取扱いについて

行田市建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第3項に定める発注者が現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる場合等については、契約の履行の確保及び現場代理人としての業務に支障がないことを前提として、下記のとおりとする。

記

- 1 次の各号のいずれにも該当する場合は、現場代理人の設置を要しないこととすることができる。
 - (1) 代表取締役自らが主任技術者となり、工事管理を行うものであること。
 - (2) 他の公共工事を受注していないこと。
 - (3) 請負代金額が土木一式工事については、1,500万円以下、建築一式工事については、4,000万円以下、その他の工事については、1,000万円以下のものであること。
- 2 次の各号のいずれにも該当する場合は、現場代理人が工事現場に常駐を要しないこととすることができる。ただし、低入札価格調査を経た工事については、この限りでない。
 - (1) 市が発注した工事で当初請負代金額が2,500万円未満のもの
 - (2) 現場代理人一人について3件以内の工事とする。
 - (3) 誓約書（様式第1号）が提出された工事であること。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の工事現場への常駐を要しない期間とすることができる。
 - (1) 約款第20条第1項又は第2項の規定により工事が一時中止されている期間
 - (2) 使用する建設資材又は機械類の製作等のため、1ヶ月を超える期間に渡って工事現場が休止する場合で、請負者から現場代理人常駐業務休止届（様式第2号）が提出されたとき。
- 4 前項の場合において、当初請負代金額が2,500万円以上の工事（低入札価格調査を経た工事を除く。）については、要しないこととした期間内は、緊急時の対応及び工事現場の安全性が確保された場合について、当該工事の現場代理人が市発注の他の工事の現場代理人を兼ねることができるものとし、当初請負代金額が2,500万円未満の工事については、第2項の規定によるものとする。

附 則

- 1 この取扱いは、平成23年4月1日から施行する。
- 2 工事現場における現場代理人の取扱い要領（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

誓 約 書

行田市長

様

請負者 住所

氏名

印

下記の工事については、同一の現場代理人に従事させますが、その業務に支障をきたさないことはもとより工事現場内外に対する安全対策を十分に行い事故の防止に努めると共に、万が一事故が発生した場合については、当社の責任において解決することを誓約いたします。

現場代理人氏名

記

上記現場代理人が従事する工事(届出 第 回目)	
工 事 名	
工 事 場 所	行田市
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで
請負代金額	金 円
工 事 名	
工 事 場 所	行田市
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで
請負代金額	金 円
工 事 名	
工 事 場 所	行田市
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで
請負代金額	金 円

※ 添付書類 現場代理人経歴書

現場代理人常駐業務休止届

行田市長 様

請負者 住所
氏名 印

下記の工事については、現場代理人の現場への常駐を休止いたしたくお届けします。
なお、休止期間中における現場代理人の業務に支障をきたさないことはもとより工事現場内外に対する安全対策を十分に行い事故の防止に努めると共に、万が一事故が発生した場合については、当社の責任において解決いたします。

現場代理人氏名

休止する期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

休止する理由

記

上記現場代理人が従事している工事	
工事名	
工事場所	行田市
工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで
請負代金額	金 円